

井原市経ヶ丸グリーンパーク 指定管理者募集要項

令和7年8月

井 原 市

井原市経ヶ丸グリーンパーク指定管理者募集要項

井原市オートキャンプ場・子守唄の里わくわくドラゴンハウス・子守唄の里野外音楽ステージ・井原市グリーンスポーツ施設及び井原市勤労者野外活動施設(以下「経ヶ丸グリーンパーク」という。)の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「地方自治法」という。)第244条の2第3項及び井原市オートキャンプ場条例(平成17年井原市条例第34号)第8条並びに子守唄の里わくわくドラゴンハウス条例(平成2年井原市条例第22号)第6条、子守唄の里野外音楽ステージ条例(平成4年井原市条例第20号)第13条、井原市グリーンスポーツ施設の設置及び管理に関する条例(昭和56年井原市条例第15号)第13条及び井原市勤労者野外活動施設条例(昭和55年井原市条例第32号)第13条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集する。

Ⅰ 指定管理者を募集する目的

(Ⅰ)指定管理者の募集目的

今回、経ヶ丸グリーンパークに指定管理者を募集するにあたっては、民間のノウハウを最大限に活かし、効果的・効率的な施設管理に努めながら、より質の高いサービスの提供と経費の節減・交流人口の増加等を図ることを目的とする。なお、各施設の目的は次のとおりである。

① 井原市オートキャンプ場

自動車を利用して快適なキャンプを行う場を提供することを目的とした施設(平成7年4月設置)。

② 子守唄の里わくわくドラゴンハウス

親と子が良好な環境のもとで、自然とふれあい、親しみながら休養と健康増進を図り、創造性豊かな子供の育成に資することを目的とした施設(平成2年10月設置)。

③ 子守唄の里野外音楽ステージ

市民が山間の緑と新鮮な大気に恵まれた自然環境の中で、演奏や演劇等に親しむことにより、情操豊かな人間形成を図り、もって地域文化芸術の振興に資することを目的とした施設(平成4年6月設置)。

④ 井原市グリーンスポーツ施設

市民が豊かな自然環境の中で野外活動を通じて基礎体力を養い、健全な心身の育成を図ることを目的とした施設(昭和56年1月設置)。

⑤ 井原市勤労者野外活動施設

勤労者が家族連れで自然に親しみながら休養と健康増進等を図るための施設を提供し、もって雇用の安定に資することを目的とした施設(昭和55年7月設置)。

(2)施設の管理運営の基本的な方向性(運営方針)

- ① 施設設置の趣旨を踏まえ、効果的かつ効率的な管理運営を行う。
- ② 施設の安全管理に努める。
- ③ 利用者の視点に立った管理運営を行う。
- ④ 広報活動の充実を図る。

2 施設の概要

(1)井原市オートキャンプ場

① 名称

井原市オートキャンプ場

② 所在地

井原市笹賀町1668番地1

③ 施設の規模等

面 積 約3.5 h a

サイト数 45サイト(うち広場型サイト22サイト)

建 物

ア 管理棟 1棟 木造平屋261.25㎡

営業部門 売店・カウンター・事務室

宿直部門 トイレ・シャワー・浴室・脱衣所・ロッカー・
配電設備・宿直室・厨房

キャンパー部門 トイレ・コインシャワー・コインランドリー・流し

イ サニタリー棟 1棟 木造平屋112.09㎡

サニタリー部門 トイレ・コインシャワー・コインランドリー

ウ 炊事棟 2棟 木造平屋62.30㎡・63.05㎡

クッキング部門 流し・カマド・ガスコンロ

エ シャワー棟 1棟 鉄骨造平屋約24.00㎡

シャワー部門 コインシャワー

④ 利用料金

ア テントサイト(1サイト1車両)

宿泊サイト グループサイト・個別型サイト 4,500円

広場型サイト 3,500円

デイキャンプ 全てのサイト 1,000円

(午前9時から午後2時まで)

イ レンタル用品(1日・1泊)

テント(コールマンタフワイドドームIV-300) 2,000円

テント(スノーピーク アメニティードームL) 5,000円

タープ(日よけテント) 500円

ペグハンマー 300円

テーブルセット(長椅子2脚付) 500円

テーブル(1脚) 300円

椅子(1脚) 100円

調理セット(包丁・まな板・おたま・フライ返し・ ピューラー・しゃもじ・トング・栓抜き)	300円
鍋セット(中鍋、小鍋、フライパン)	300円
フライパン	200円
大鍋	300円
飯ごう(4合)	300円
飯ごう(1升)	500円
カセットコンロ(ガス別売り)	200円
やかん	200円
焚き火台	500円
バーベキューコンロ(網・火箸ばさみ付)	650円
LED ランタン(ジェントス製 1泊分は電池付き 追加は別売り)	500円
クリップライト	500円
電気ストーブ	500円
毛布(シングル、バンガロー利用者のみ)	300円
敷布団	500円
(11月～3月でバンガロー利用者のみ)	
寝袋(肌掛け布団)	250円
断熱マット(1人用)	250円
延長コード(5m、屋外用)	200円

ウ その他

電源(AC100V、1, 500W)	500円
温水シャワー(5分間)	100円
コインランドリー(1回)	200円

⑤ 利用期間

通年

⑥ 利用時間

宿泊キャンプ 午後3時から翌日午後2時まで

デイキャンプ 午前9時から午後2時まで

⑦ 予約受付

申し込み月から6か月以内 午前9時から午後5時

(2)子守唄の里わくわくドラゴンハウス

① 名称

子守唄の里わくわくドラゴンハウス

② 所在地

井原市高屋町1797番地11

③ 施設の規模等

鉄筋軽量コンクリート造 2階建一部3階 430.59㎡

1階 302.78㎡ 恐竜の部屋

(恐竜の骨の滑り台・カラーボールプール)

2階 107.16㎡ 本と音の部屋(絵本・テレビ)

3階 20.65㎡ 展望室(望遠鏡3台)

④ 利用料金

個人 1人1回につき 100円

団体 1人1回につき 所定入館料の10%引

※3歳未満の幼児は無料とする。団体は20人以上とする。

⑤ 休館日

火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)にあたるときは、これらの日の翌日。

12月28日から翌年の1月4日まで

⑥ 利用時間

4月から9月まで 9時から18時まで

10月から3月まで 9時から17時まで

(3)子守唄の里野外音楽ステージ

① 名称

子守唄の里野外音楽ステージ

② 所在地

井原市笹賀町 1383 番地 1

③ 施設の規模等

芝生スタンド面積 1,616 m²(3段)

R C 造、半ドーム型 建物面積 176.71 m²

(ステージ 125.23 m²、楽屋 41.88 m²、洗面所・便所 9.6 m²)

④ 利用料金(1時間当たり)

区 分	9時から17時まで	17時から21時まで
市内に居住又は通勤している者	500円	600円
その他の者	600円	720円

(4)井原市グリーンスポーツ施設

① 名称

井原市グリーンスポーツ施設

② 所在地

井原市笹賀町 1383 番地 1

③ 施設の規模等

面積 14,224 m²(内パターゴルフ場は、2,300 m²)

ア グリーンスポーツハウス 鉄筋コンクリート造 2階建 504 m²

1階・2階 各252 m²

研修室 フローリングフロアー 155 m²

2段ベッド(32人分 敷布団・毛布備え付け)

厨房施設 厨房室 45 m²(水道・ガス完備)・シャワー

和室 6畳

キャンプ用品倉庫(野外キャンプ等に申出使用可能・飯盒・食器等)

イ 林間キャンプ場

約 150 人利用可能・野外調理場・便所・カマド

ウ ファイヤー広場

エ パターゴルフ場

18ホール パー72 延長314ヤード(約290m)

④ 使用料金

使用区分		使用料	備考
グリーンスポーツ ハウス	12時から翌日	10人まで	市外の者が 使用する場合
	12時まで	4,500円 1人増すごと 450円	
キャンプ用テント	1張	400円	
キャンプ場	12時から翌日	小・中学生1人	市外の者が 使用する場合
	12時まで	50円 その他1人 100円	
パターゴルフ場	1人1回	大人1人 500円 高校生以下 250円	パター及び ボール付き

(5)井原市勤労者野外活動施設

① 名称

井原市勤労者野外活動施設

② 所在地

井原市笹賀町1682番地1

③ 施設の規模等

面積 41,730 m²

ア バンガロー(A) 木造平屋建 22 m²(7人用) 2棟

イ バンガロー(B) 木造平屋建 15 m²(5人用) 5棟

ウ バーベキュー広場 木造スレート葺 22 m²(5テーブル40人)

エ その他の工作物 運動(自由)広場3,816 m²・滑り台82 m

・藤棚272 m 他

④ 利用料金

バンガロー(A) 午後3時から翌日午後2時まで 5,000円

バンガロー(B) 午後3時から翌日午後2時まで 4,000円

(A)(B)とも 午前9時から午後2時まで 2,000円

3 指定管理者が行う管理の基準

(1)市が示す基本方針に準拠した管理運営

- ① 施設の設置目的や役割を十分に理解でき、それを効果的に達成できるだけの人的・物的能力、ノウハウを有し、施設の公共性を保つための安全かつ安定した管理・運営のできるものであり、また、実施する事業についても公共性のある事業を行うものであること。(公共性)
- ② 施設の使用方法、施設を使用した事業において、単に営利を目的とせず、公益性を重視したものであり、また、市との連携が常にとれ、指導・要請等に迅速に対応できる管理体制が確立されたものであること。(公益性)
- ③ 施設利用者等の公平性を常に確保できる管理・運営のできるものであること。(公平性)
- ④ 安定して良質な住民サービスを提供でき、常にサービス向上を図り、住民ニーズに迅速に対応できる体制をとれるものであること。(住民サービス)

- ⑤ 常に効率的・効果的な施設の管理・運営ができ、その管理・運営状況及びそれに関わる経営状況について定期的な報告ができ、また、自主的にそれらの情報公開ができるものであること。(効率性・透明性)

(2)休業日

- ① 子守唄の里わくわくドラゴンハウスにつき毎週火曜日(この日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日)
- ② 子守唄の里わくわくドラゴンハウスにつき12月28日から翌年の1月4日までの日

なお、指定管理者が必要があると認めるときは、市長の許可を得て、臨時に休業日を定め、又は、休業日に開業することができる。

(3)経ヶ丸グリーンパークの利用の許可及び制限に関する要件

経ヶ丸グリーンパークの条例に基づき、利用許可及び制限を行うこと。

(4)管理運営を通じて取得した個人情報の取り扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、経ヶ丸グリーンパークの管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(5)利用料金制度の採用

経ヶ丸グリーンパークの管理運営にあたっては、地方自治法第244条の2第8項及び経ヶ丸グリーンパークの条例に基づく「利用料金制度」を採用するため、経ヶ丸グリーンパークの利用に係る料金は指定管理者の収入となる。

よって、経ヶ丸グリーンパークの管理運営に係る収支について、一定の責任を負うことになり、経ヶ丸グリーンパークの利用を促進し、収入の確保を図る必要がある。

(6)関係法令等の遵守

指定管理者が経ヶ丸グリーンパークの管理運営業務を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守のこと。

- ① 地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)
- ② 消防法(昭和23年法律第186号)、消防法施行令(昭和36年政令第37号)その他の消防関連法
- ③ 個人情報の保護に関する法律
- ④ 経ヶ丸グリーンパークの施設に関する井原市条例
- ⑤ その他、経ヶ丸グリーンパークを管理運営するための全ての法令等

4 指定管理者が行う業務の範囲(仕様)

(1)経ヶ丸グリーンパークの運営に関すること

経ヶ丸グリーンパークの運営に関する業務は、次のとおり実施すること。

- ① 管理人を配置すること。
- ② 管理人は、市内住民を優先して雇用すること。
- ③ 管理人の勤務形態は、経ヶ丸グリーンパークの管理運営に支障が無いように定めること。
- ④ 管理人に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
- ⑤ 経ヶ丸グリーンパークの経理に関しては、他の会計と区分するとともに、帳簿等を用い、収支を明確にすること。

なお、令和8年4月1日以降の施設の利用が決定している受入れ事業については、現在の管理者から引継ぎ、管理者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう配慮すること。

指定管理者は、現在の管理者から引継ぎを受ける期間中に、双方協議の上、必要に応じて事業の実施に係る広報活動等を行うこと。

(2) 経ヶ丸グリーンパークの施設及び設備の維持管理に関すること

施設の維持管理に関する次の業務を行うこと。

なお、業務の実施にあたっては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けること。

- ① 施設管理業務(定期保守点検業務、清掃業務)
- ② 警備業務
- ③ 夜間業務
- ④ 施設の修繕業務

ただし、子守唄の里野外音楽ステージについては、現在使用を休止しているところであるが、他施設利用者の安全性の確保に努めるほか、定期的な草刈り等を行い、施設全体の景観に配慮すること。

(3) 防犯・防災対策に関すること

緊急時における対策又は防犯・防災対策について、マニュアルを作成し職員に指導を行うこと。

(4) 経ヶ丸グリーンパークの利用許可等に関すること

経ヶ丸グリーンパークの条例に基づき、利用の許可に関する業務を行うこと。

(5) 利用に係る料金の収受に関すること

経ヶ丸グリーンパークの条例に基づき、利用料金の収受に関する業務を行うこと。

なお、利用料金の額は、指定管理者が、市長の承認を受けて、経ヶ丸グリーンパークの条例に定める範囲内で定めることができる。

また、利用料金の収受や減免、返還についても指定管理者が定めることができる。

(6)報告及び立ち入り検査について

事業報告を毎月並びに年度末に行うこと。市は、必要に応じて施設、物品各種帳簿等の立ち入り検査を行うこととする。

(7)業務を実施するにあたっての注意事項

- ① 公の施設であることを念頭に置いて公平な運営を行うこととし、特定の個人、団体等に有利又は不利になる運営を行わないこと。
- ② 指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできない。
- ③ 指定管理者が、施設の管理運営のため各種規程、要綱等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- ④ 各種規程が無い場合は、市の諸規程に準じ又はその精神に基づき業務を実施すること。

(8)井原市との連絡調整に関すること

業務を円滑に遂行するため、また、業務の進捗状況把握等のため、井原市と指定管理者は、必要に応じて連絡調整を行うこととし、指定管理者は井原市の求めに応じて、随時関係資料等を提出すること。

5 指定管理者の指定の期間(予定)

(1)指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(2)指定の期間は、市議会の指定議決により確定することとなる。

6 管理運営に要する経費等

(1) 指定管理に係る指定管理料

各会計年度の指定管理料の額は、次に示す額を上限とする。

なお、市が指定管理者に支払う指定管理料は、双方協議のうえ、各会計年度の予算の範囲内において、別途締結する年度協定に基づき支払う。

※ 指定管理料の上限額 19,970 千円(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) その他

指定管理料の支払時期や方法、管理口座等の細目的事項については、別途協定で定める。

7 申請資格

申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理運営し、かつ、施設を設置した目的をより効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。
なお、個人での応募は受け付けない。

(1) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方自治体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人等でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人等であること。

(3) 申請書類提出時において、井原市の一般競争入札の参加停止、又は指名停止等の措置を受けていない法人等であること。

(4)井原市が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない法人等であること。

(5)次の①から④までのいずれかに該当する法人等でないこと。

- ① 商法(明治32年法律第48号)に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた法人等及びその開始命令がなされている法人等
- ② 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。)
- ④ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

(6)法人等又はその役員等(法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等(常時業務等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。)が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

- ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。
- ② 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員」という。)の統制の下にある法人等でないこと。
- ③ 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。

- ④ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。
- ⑤ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合(以下「会合等」という。)に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係を有している者がいないこと。

8 複数の法人等による応募

経ヶ丸グリーンパークのサービス向上及び業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、複数の法人等(以下「グループ」という。)が共同して応募することができる。この場合においては、次の事項に留意して申請すること。

(1)グループが申請をする場合には、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。

なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。

(2)グループの構成団体間における連帯責任の割合については、別途協定書で定めること。

(3)グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

(4)次に記載する「9(4)⑦ 提出書類」イからサまでについては、構成団体ごとに提出すること。

(5) 現地説明会には、代表となる法人等が必ず参加すること。

9 指定の申請の手続

申請に関して必要となる経費は、すべて申請者の負担とする。

(1) 募集要項等の配布

募集要項並びに関係資料(以下「募集要項等」という。)は次のとおり配布する。

① 配布期間

令和7年8月15日(金)から令和7年10月6日(月)の午前9時から午後5時とする。ただし、土曜日・日曜日・休日を除く。

② 配布場所

井原市七日市町10番地 井原市地場産業振興センター2階

井原市建設経済部観光交流課

電 話 0866-62-8850

(2) 現地説明会の開催(募集要項等に関する説明会を併せて開催)

説明会を次のとおり開催するので、申込予定者は必ず参加すること。

① 開催日時

令和7年9月2日(火) 午後2時から

② 開催場所

井原市高屋町1797番地11

子守唄の里わくわくドラゴンハウス

③ 申込方法

別紙様式8により参加申込をすること(各法人等3名まで参加可)。

なお、準備の都合上、令和7年8月29日(金)午後5時までに申し込むこと。申込先は、前記募集要項等の配布場所に同じ。

(3)質問事項の受付及び回答

この募集要項等に関する質問がある場合には、別紙様式 9 により提出すること。

① 質問の提出

ア 受付期間

令和 7 年 9 月 2 日(火)から令和 7 年 9 月 3 日(水)の午前 9 時から午後 5 時とする。

イ 受付場所

前記募集要項の配布場所に同じ。

ウ 受付方法

持参又は郵送にて提出すること。口頭による質問は、受け付けない。

② 回答の方法及び日時

郵送等により、現地説明会に参加した法人等のすべてに対し、令和 7 年 9 月 8 日(月)までに回答。

(4)申請書類の受付

① 受付期間

令和 7 年 9 月 2 日(火)から令和 7 年 10 月 6 日(月)まで
ただし、土曜日・日曜日・休日を除く。

② 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

③ 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は書留郵便を用いること。

④ 提出先

前記募集要項等の配布場所に同じ。

⑤ 提出部数

正本 1 部、副本 20 部提出のこと。

⑥ 提出書類の扱い

市が保持する提出書類(正本1部)は、情報公開の対象となり、法人情報等非開示情報を除き開示することとなる。

⑦ 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、別紙様式はすべてA4版とし、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合もある。

ア 指定申請書(別紙様式1)

イ 前記「7 申請資格」に掲げる全ての要件を満たす旨の宣誓書(別紙様式2)

前記7(6)に記載の申請資格に関し、役員等に係る住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を求める場合がある。

ウ 法人等の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書(申請日前3か月以内に取得したものに限る。)

オ 法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し(申請日前3か月以内に取得したものに限る。)

カ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

キ 申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支決算書又は損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

ク 役員等の名簿(氏名及び生年月日並びに住所又は居所を記載したものをいう。)及び履歴を記載した書類

ケ 法人等の概要がわかる書類(別紙様式3)

コ 消費税及び地方消費税に係る「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(税務署が過去6か月以内に発行したもの)の写し

サ 岡山県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(岡山県の県税事務所が過去6か月以内に発行したもの)の写し

シ グループによる申請の場合のみ提出が必要なもの(別紙様式4)

A グループの構成員表

B グループ協定書の写し

C グループ委任状

ス 事業計画書(別紙様式5)

次の各事項の項目ごとに考え方をわかりやすく記入すること。特に実績は具体的に記入すること。

基本的には別紙様式5に従って記入することとなるが、項目ごとに最大2ページまで様式を拡大することもかまわない。それを超える場合は、概要を様式に記したうえで、詳細を別紙で添付すること。

A 経ヶ丸グリーンパークの効用の最大限の発揮と市民サービスの向上

(A)経ヶ丸グリーンパークの管理運営に関する事項

a 管理運営の基本方針

前記1(2)の施設の管理運営の基本的な方向性(運営方針)を踏まえ、次の2点に留意し、全体の管理運営に関する方針をわかりやすく記入すること。

- ・市が推進する施策に準拠した管理運営
- ・市民の平等な利用の確保

b 運営実績

類似施設について、実績があれば記入すること。(管理年数、管理形態、業務内容、運営状況、利用者数等)

c 管理運営を希望する理由と目的

d 利用者の満足度向上のための方策

e 利用者数の増加を図る方策

f 苦情や要望への対応

g サービス向上に結び付く計画

h 地域や他の施設等との連携

i 個人情報保護への対応

j 新しい発想、新しい観点の提案

経ヶ丸グリーンパークの管理運営について、新しい発想、新しい観点からの提案があれば記入すること。ただし、現実性及び妥当性のあるものに限る。

(B)経ヶ丸グリーンパークの事業に関する事項

a 受け入れ事業の実施方針

b 主催事業の実施方針とその内容

B 必要な人員及び財政的基礎

(A)管理運営体制(組織及び人員)に関する事項

a 管理運営組織

組織あるいは体制等が分かる図を別に付すこと。図中には、
()書きで人数を併記すること。

16(2)に基づき一部業務を専門の業者に請け負わす場合は、
そのことが分かるよう図中に記入すること。

・施設管理、運営の人員、資格等が確保されていること。

・施設の警備体制が十分であること。

・市との連絡体制が整備されていること。

b 職員の採用形態(地元雇用への配慮、再雇用)、勤務ローテーション

・無理のない勤務体制及び勤務ローテーションであること。

・偏り及び無理のない業務分担であること。

・現職員(臨時等を含む。)の経験を生かした再雇用計画があるか。

・緊急時の応急処置ができる人材かどうか。

・地元雇用促進についての配慮及び類似施設の雇用実績があるか。

(B)管理運営経費に関する事項

a 財政的基礎

経ヶ丸グリーンパークを安定して維持管理できる財政的基礎

を有していることを、具体的にわかりやすく記入すること。

b 予算のチェック体制

予算の適正な執行をどのように図っていくのかについて記入すること。

C 施設の適正な維持管理

(A)危機管理に関する事項

- a 基本方針
- b 利用者の安全確保のための方策
- c 防犯・防災の方策
- d 緊急時の対応

(B)利用料金

- a 具体的な利用料金の設定
 - ・ 分かりやすいように、料金表を図示すること。
 - ・ 条例に定める額により、利用料金表を設定すること。
- b 利用料金の収受方法(具体的に記入すること。)
- c 利用料金の減免及び返還(指定管理者が定めることができる。
具体的に記入すること。)

セ 収支計画書

収支計画を、指定管理期間分(別紙様式6)と会計年度ごと(別紙様式7)に分けて記入すること。施設の効果的及び効率的な運用並びに経費節減のバランスをとる観点から、収支計画の妥当性を審査する。

ソ 事業計画書の概要(要旨)

市では申請書類の受付後、指定管理者指定申請者がどのような提案をしているかについて公表する。

そこで、前記9(4)⑦スの事業計画書の内容について、次の項目を中心に2～3ページ程度(A4版)で簡単にまとめ、電子媒体(CD等)で提出すること。

- A 法人等(グループにあっては構成員のすべて)の業務内容
- B 経ヶ丸グリーンパークの管理運営に関する事項

- C 経ヶ丸グリーンパークの事業に関する事項
- D 管理運営体制(組織及び人員)に関する事項
- E 危機管理に関する事項
- F 利用料金
- G 収支計画の妥当性

10 指定管理者の選定

(1) 審査・選定者

市長は、提出された事業計画書等を下記の(2)の選定基準に基づいて総合的に審査し、最適と認められる法人等を指定管理者の候補者として選定する。

(2) 選定基準

- ① 事業計画の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであること
- ② 事業計画の内容が、経ヶ丸グリーンパーク施設の適切な維持管理を図ることができるものであること
- ③ 事業計画の内容が、経ヶ丸グリーンパークの効用を最大限発揮できるものであり、市民サービスの向上を図ることができるものであること
- ④ 事業計画の内容が、経ヶ丸グリーンパークの管理に係る経費の節減を図るものであること
- ⑤ 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

(3) 失格の要件

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- ① 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ② 提出書類に虚偽又は不正があった場合

- ③ 提出書類等の提出期限を経過してから提出書類が提出された場合
- ④ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- ⑤ 提出書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合
- ⑥ その他不正行為があった場合

(4)選定

審査は次の順で行う。

- ① 「7 申請資格」を満たしていない法人等を審査の対象から除外する。
- ② 「10(3)失格の要件」のいずれかに該当する法人等を審査の対象から除外する。
- ③ プレゼンテーション

法人等1者あたり、20分程度のプレゼンテーションを行うものとする。
日時、場所については別途通知する。

(5)候補者可否の通知

申請のあった法人等の全てにあてて、後日書類で送付する。

11 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された法人等について、井原市議会において議決を経た後に、指定管理者として指定する。

ただし、指定の申請以降に、「7 申請資格」に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなった場合、又は「10(3)失格の要件」に該当することが判明した場合には、指定をしないことがある。

Ⅰ 2 指定管理者との協定書の締結

議会の議決を経て指定管理者に指定した法人等との協議に基づき、協定書を締結する。この際、指定管理者と井原市は、協議の上で事業計画書、収支計画書の内容を変更することがある。

協定は、指定期間を通じて基本的な事項を定めた「基本計画」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」に分けて締結する。

協定書の主な項目については、次のとおり。

(Ⅰ)基本協定

- ① 指定期間に関する事項
- ② 施設の利用許可等に関する事項
- ③ 財産の管理に関する事項
- ④ 利用料金に関する事項
- ⑤ 事業計画書に関する事項
- ⑥ 個人情報保護に関する事項
- ⑦ 情報公開の推進に関する事項
- ⑧ 業務報告及び事業報告に関する事項(Ⅰ 3(Ⅰ)及び(Ⅱ)関連)
- ⑨ 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ⑩ リスク管理、責任分担に関する事項
- ⑪ その他、施設の管理において必要と認める事項

(Ⅱ)年度協定

- ① 当該年度の業務内容に関する事項
- ② 当該年度に井原市が支払う指定管理料に関する事項
- ③ その他、施設の管理において必要と認める事項

Ⅰ 3 管理状況の把握と評価及び監査

(1) 利用者の声の把握と業務報告書の提出

施設利用者の声をアンケート調査等で把握し、その後の管理運営に反映させるようにすること。

アンケート調査の結果及びその対応状況、管理業務の実施状況、管理に係る経費の収支状況、毎月の利用者数、利用料金の実績等に関する業務報告書を毎月にとまとめ、その翌月15日までに井原市に提出すること。業務報告書に記載する項目の詳細は、別途協定書で定めることとする。

(2) 井原市は、指定管理者による適正なサービスの提供を確保するため、事業報告書並びに上記(1)に係る業務報告書等の提出を受け、必要があると認めたときは、原則として指定管理者に事前に通知したうえで、施設の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況の確認を行うことがある。

(3) 監査の実施

地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項、第252条の42第1項に基づき、指定管理者が行う施設の管理の業務に係る出納関連の業務について、必要に応じて監査を受けること。

Ⅰ 4 井原市と指定管理者の責任の分担

井原市と指定管理者の責任の分担は、原則として次の表のとおりとする。

詳細については、井原市と指定管理者との間で締結する協定の中で定める。

項 目	指定管理者	井原市
施設(建物、工作物、機械設備等)の保守点検	○	
施設・設備の維持管理	○	
施設の修繕	○	○
安全衛生管理	○	
施設の利用許可	○	
事故・火災等による施設・備品の損傷(注1)	○	○
施設利用者の被災に対する責任 (注2)	○	○
施設の火災共済保険加入		○

(注1)指定管理者の責めに帰すべき場合は指定管理者の責任となる。

(注2)指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に被災があった場合は、被害が最小限となるよう迅速かつ適切な対応を行い、速やかに井原市に報告しなければならない。

(注3)その他、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

施設の修繕について、施設・設備の構造上の不備などに起因する事故等による場合を除き、原則として指定管理者の負担とする。ただし、井原市が別に定める金額を超える場合は、井原市と指定管理者が協議して負担を決定することとする。詳細については協定で定める。

15 事業の継続が困難になった場合における措置

(1)井原市への報告

指定管理者は、事業の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに井原市に報告しなければならない。

(2)指定管理者に対する実地調査等

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、井原市は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、又は必要な指示をすることがある。

なお、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、井原市は指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合がある。

(3)指定管理者の指定の取消し

井原市は指定管理者の倒産、若しくは指定管理者の財務状況が著しく悪化する等、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合、又は著しく社会的信用を損なう等、指定管理者として相応しくないと認められる場合には、指定管理者の指定を取り消すことがある。

また、指定管理者がグループの場合であって、その構成団体の一部の法人について管理の継続が困難と認められる場合においては、残存の法人等により継続して適正な管理が可能と認められる場合には、当該管理の継続を認めるものとする。ただし、当該管理が困難と認められる場合には、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(4)井原市に対する損害賠償

前記(2)又は(3)により指定管理者の指定を取り消され、井原市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は、井原市に対し賠償の責めを負うこととなる。

(5)その他不可抗力の場合

指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、井原市と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとする。

16 その他

(1)施設管理開始までにおける指定の取消し

指定管理者の指定後、施設の管理開始までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがある。

- ① 正当な理由なくして井原市との協定の締結に応じないとき
- ② 指定管理者の資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

(2)業務の再委託

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わすことはできない。ただし、委託業務のうち、一部の業務については、井原市の承認を得たうえで、専門の事業者へ委託することができる。

(3)業務の引継ぎ

経ヶ丸グリーンパークの現在の管理者からの業務の引継ぎは、指定管理者指定後、随時行う。

なお、引継ぎに要する経費は、すべて指定管理者に指定された法人等の負担とする。

(4)物品等の貸出し、販売について

当施設における利用者の便宜を図るため、必要な物品等の貸出しや販売を行うことができる。この場合は指定管理者としてではなく、井原市から目的外使用の許可を受けて、一事業者として営業を行うこと。

Ⅰ 7 添付資料

- (1) 資料 1 施設別利用状況
- (2) 資料 2 施設関係図
- (3) 資料 3 地方自治法(第 244 条の 2、第 244 条の 3、第 244 条の 4)抜粋
- (4) 資料 4 井原市オートキャンプ場条例
- (5) 資料 5 子守唄の里わくわくドラゴンハウス条例
- (6) 資料 6 子守唄の里野外音楽ステージ条例
- (7) 資料 7 井原市グリーンスポーツ施設の設置及び管理に関する条例
- (8) 資料 8 井原市勤労者野外活動施設条例

Ⅰ 8 問い合わせ先

この募集要項に関する問い合わせは、次のとおりとする。

井原市七日市町 10 番地 井原市地場産業振興センター 2 階

井原市建設経済部観光交流課

電 話 0866—62—8850

FAX 0866—62—8853

(別紙様式Ⅰ)

経ヶ丸グリーンパーク指定管理者指定申請書

年 月 日

井原市長 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

⑨

井原市経ヶ丸グリーンパークに係る指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(別紙様式2)

宣 誓 書

井原市経ヶ丸グリーンパークに係る指定管理者指定申請を行うにあたり、下記に掲載した事項は真実に相違ありません。

年 月 日

法人等の名称

代表者の氏名

⑨

記

- ・井原市経ヶ丸グリーンパーク指定管理者募集要項「7 申請資格」で掲げる全ての要件を満たしています。
- ・提出した申請書類に虚偽不正はありません。

(別紙様式3)

法人等の概要

名 称	
代表者名	
所在地	
ホームページ アドレス	
設立年月日	
資本金又は 基本財産	年 月現在 千円
従業員数	年 月現在 名 【内訳】
経営理念・運 営方針等	
業務内容及び 主たる事業の 実績等	

※ 法人等の概要パンフレット等も添付してください。

(別紙様式 4 - 1)

グループ構成員表

グループ名 _____

(代表となる団体) 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

⑩

(構成員) 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

⑩

(構成員) 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

⑩

※ グループによる申請を行う場合のみ提出すること。

(別紙様式 4 - 2)

井原市経ヶ丸グリーンパーク管理運営業務に関するグループ協定書

第 1 条

(目的)

第 2 条

(名称)

第 3 条

(所在地)

第 4 条

(成立の時期及び解散の時期)

第 5 条

(構成員の所在地及び名称)

第 6 条

(代表者の名称)

第 7 条

(代表者の権限)

第 8 条

(構成員の責任)

第 9 条

(権利義務の制限)

第 10 条

(構成員の脱退に対する措置)

第 11 条

(構成員の破産又は解散に対する措置)

第 12 条

(協定書に定めない事項)

年 月 日

構成員(代表者) 住 所

名 称

代表者氏名

⑨

構成員

住 所

名 称

代表者氏名

⑨

※ 前記各条項を参考に共同体の協定書を作成し、提出してください。

(別紙様式 4 - 3)

委 任 状

井原市長 殿

グループの名称

構成員(代表者) 住 所

氏 名

代表者氏名

⑨

構成員

住 所

氏 名

代表者氏名

⑨

私は、下記のグループ代表者を代理人と定め、当グループが存続する間、次の権限を委任します。

受任者

住 所

グループの代表者 名 称

代表者氏名

委任事項

- 1 井原市経ヶ丸グリーンパークの指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 2 井原市と井原市経ヶ丸グリーンパークの管理運営業務についての協定書の締結
- 3 井原市経ヶ丸のグリーンパーク管理運営業務についての指定管理料の請求及び受領

受任者印



(別紙様式 5 - A - 1)

井原市経ヶ丸グリーンパーク指定管理者事業計画書

申請する法人等の名称 _____

A 経ヶ丸グリーンパークの効用の最大限の発揮と市民サービスの向上

(A)経ヶ丸グリーンパークの管理運営に関する事項

a 管理運営の基本方針

b 運営実績

(別紙様式 5 - A - 2)

申請する法人等の名称 _____

A 経ヶ丸グリーンパークの効用の最大限の発揮と市民サービスの向上

(A)経ヶ丸グリーンパークの管理運営に関する事項

c 管理運営を希望する理由と目的

d 利用者の満足度向上のための方策

(別紙様式 5 - A - 3)

申請する法人等の名称

A 経ヶ丸グリーンパークの効用の最大限の発揮と市民サービスの向上
(A)経ヶ丸グリーンパークの管理運営に関する事項

e 利用者数の増加を図る方策

f 苦情や要望への対応

(別紙様式 5 - A - 4)

申請する法人等の名称

A 経ヶ丸グリーンパークの効用の最大限の発揮と市民サービスの向上
(A)経ヶ丸グリーンパークの管理運営に関する事項

g サービス向上に結び付く計画

h 地域や他の施設等との連携

(別紙様式 5 - A - 5)

申請する法人等の名称

A 経ヶ丸グリーンパークの効用の最大限の発揮と市民サービスの向上

(A)経ヶ丸グリーンパークの管理運営に関する事項

i 個人情報保護への対応

j 新しい発想、新しい観点の提案

(別紙様式 5 - A - 6)

申請する法人等の名称

A 経ヶ丸グリーンパークの効用の最大限の発揮と市民サービスの向上
(B)経ヶ丸グリーンパークの事業に関する事項

a 受け入れ事業の実施方針

b 主催事業の実施方針とその内容

(別紙様式 5 - B - I)

申請する法人等の名称

B 必要な人員及び財政的基礎

(A)管理運営体制(組織及び人員)に関する事項

a 管理運営組織

(別紙様式 5－B－2)

申請する法人等の名称

B 必要な人員及び財政的基礎

(A)管理運営体制(組織及び人員)に関する事項

b 職員の採用形態(地元雇用への配慮、再雇用)、勤務ローテーション

(別紙様式 5 - B - 3)

申請する法人等の名称 _____

B 必要な人員及び財政的基礎

(B)管理運営経費に関する事項

a 財政的基礎

b 予算のチェック体制

(別紙様式 5 - C - 1)

申請する法人等の名称

C 経ヶ丸グリーンパークの適切な維持管理

(A)危機管理に関する事項

a 基本方針

b 利用者の安全確保のための方策

(別紙様式 5 - C - 2)

申請する法人等の名称

C 経ヶ丸グリーンパークの適切な維持管理
(A)危機管理に関する事項

c 防犯・防災の方策

d 緊急時の対応

(別紙様式 5 - C - 3)

申請する法人等の名称

C 経ヶ丸グリーンパークの適切な維持管理
(B)利用料金

a 具体的な利用料金の設定

(別紙様式 5 - C - 4)

申請する法人等の名称

C 経ヶ丸グリーンパークの適切な維持管理
(B)利用料金

b 利用料金の収受方法

c 利用料金の減免及び返還

(別紙様式 6)

申請する法人等の名称 _____

井原市経ヶ丸グリーンパーク指定管理者収支計画書(指定管理期間分)

(単位：千円)

		8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	備 考
収 入 項 目							
収入合計							
支 出 項 目							
支出合計							

※ 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

※ その他の経費を計上する場合は、必ず備考欄に内容等を記入すること。

※ 年度ごとの収支計画は、別紙様式 7 に記入すること。

(別紙様式 7)

申請する法人等の名称 _____

井原市経ヶ丸グリーンパーク指定管理者収支計画書(会計年度ごと)

(年度)

(単位：千円)

		内訳	金額
収 入 項 目			
収入合計			
支 出 項 目			
支出合計			

※ 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

※ 「内訳」欄には、各区分の小項目を設け、当該小項目ごとの金額を記載すること。

(別紙様式 8)

井原市経ヶ丸グリーンパーク現地説明会申込書

年 月 日

井原市長 殿

(申込者)

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

⑨

井原市経ヶ丸グリーンパーク指定管理者募集に係る現地説明会に、下記の担当者の参加を申し込みます。

記

参加者名(役職)

※ 場合により、人数制限をさせていただく場合があります。

(連絡先)部署名

担当者名

連絡先(電話・FAX)

(別紙様式 9)

質 問 票

(質問者)

法人等の名称

質問者

連絡先(電話・FAX)

質問事項	質 問 内 容